



上原伸一 Shinichi UEHARA

今年4年に1度のパラオの選挙の年である。11月1日(火)に国会議員(上院、下院とも)の総選挙と正副大統領の選挙が行われる。正副大統領は、それぞれ3人以上の立候補がある時は予備選挙が行われることになっており、9月27日(火)に予備選挙が行われる。

激増していた中国人観光客は、今年に入り減少している。選挙情報等パラオの最新情報をお伝えする。

(1) 海洋聖域法 (Marine Sanctuary Act) 成立

レメンゲソウ大統領は、今期大統領になって以来(2013年1月から)、「パラオの排他的経済水域では商業漁業を禁止し、パラオを海洋資源を守る聖域にする」と宣言し、実現に向けて邁進してきた。

ジャンセン・トリビオン前大統領は、サメの捕獲を禁止し、「サメの聖域(Sharks Sanctuary)」を実現した。島嶼国からは賛意が示され、モルジブやバハマ等パラオに続く国も出てきた。トリビオン氏の前に2期大統領を務めたレメンゲソウ氏は、その時から環境保護を旗印に掲げていた。パラオ憲法は第8条4項後段で「大統領は、3期以上連続して務めることはできない」と定めている。このため、2001年に最年少の大統領となったレメンゲソウ氏は、2期連続で当選した後、1期を上院議員で過ごし、2012年の大統領選に立候補して当時のトリビオン大統領を破り、2013年から再び大統領の座に就いた。レメンゲソウ氏は、就任早々に、サメの捕獲禁止だけでは不十分であるとして、海洋聖域構想をぶち上げ、徐々に国内外の支持を増やしてきた。

2015年10月22日に法案が最終的に国会を通過、28日に大々的に大統領の署名式が行われ、法律が成立した。これにより、パラオの排他的経済水域の80%では完全に漁業及び鉱業が禁止される。残りの20%の水域は、地元漁師の現地消費及び小規模輸出用漁業に確保される。現時点で、既に漁業許可を出している他国の漁業会社があるが、それらを強制的に打ち切ることはせず、2019年末までかけて、順に許可が切

れるのを待ち、2020年1月1日から完全施行となる。

(2) 正副大統領選挙

パラオの選挙期間は長い。とりわけ正副大統領に関しては選挙の1年以上前から色々な駆け引きが始まる。

昨年10月段階では、大統領候補として現職のレメンゲソウ氏、前職のトリビオン氏、カミス・エリアス・チン上院議長、アントニオ・ベルス現副大統領、スランゲル・ウィップス Jr. 上院議員等が立候補表明をしたり、候補者として取りざたされたりしていた。

このうち、ジャンセン氏とチン上院議長は早い段階で立候補を否定し舞台から退いた。チン氏は4月に心臓病で緊急入院、マニラで治療して現在は通常の議長業務を遂行している。

一方、10月に上院副議長だったキャシイ・ケソレイ氏が病没し、12月の補選で元副大統領のサンドラ・ピエラントッチ氏が選ばれた。彼女は年明けの1月に大統領選立候補を表明した。

7月初旬現段階での大統領候補者は、レメンゲソウ大統領、スランゲル Jr. 上院議員、サンドラ上院議員の3名であった。現在、パラオは経済成長を続けており、海洋聖域法案も成立し、現職大統領はマイナス要因が少ない。スランゲル Jr. 上院議員は若者中心に根強い人気がある。前回大統領選では、スランゲル Jr. 氏はレメンゲソウ氏の強力なサポーターであったので、前回のレメンゲソウ氏の得票には相当スランゲル Jr. 陣営の票が入っていると思われる。それが今回どのように分かれるかは重要なポイントになる。サンドラ氏は、初の女性大統領を目指して前回立候補したが予選で3位に終わり本選には進めなかった。本戦では、トリビオン氏支持に回っており、今回は逆にトリビオン氏を始めとする、非レメンゲソウ・非スランゲル Jr. 勢力の幅広い支持を受けているように見える。

彼らに加えて、7月後半になって、ベルス現副大統領が大統領に立候補を表明した。立候補は正副大統領、国会議員とも8月3日で締め切られた。副大統領候補は、ヨシタカ・アダチ コロール州知事、レイノルド・オイロー上院議員、ミルブ・メチュール上院議員の3名である。正副大統領は、ランニングメイトではなく、それぞれ独立して投票を受け、選出される。

(3) 異常湧水で給水制限

今年2月頃から湧水が続き、3月13日から水道の給水制限に入った。当初は、朝夕の2時間ずつの給水に制限され、3月22日に大統領が非常事態を宣言した。4月末から雨が降り出し、徐々に給水時間が長くなり、

5月9日には解消した。

この時の非常事態宣言を巡り、大統領と議会で対立が生じた。憲法では第8条14項で、「大統領は、国会の明示的継続的同意なしに、10日以上非常権限を行使することはできない。」と定められている。国会側は、重大な事態だが非常事態を続けるほどではないとして、延長に同意しなかった。これを巡り、大統領と議員の公開討論が行われたが、スランゲル Jr.、サンドラ両上院議員とも非常事態延長に同意せず、選挙対策のため敢えて大統領に反対したのではとの非難を受け、大統領選でのマイナス要因になったと言われている。

なお、この湧水はエルニーニョによるものと考えられているが、この影響でパラオの観光スポットの一つジェリーフィッシュレイクからクラゲが消えてしまった。1時間泳いでも、小さなクラゲが少量見られるだけという状況で、旅行会社によってはジェリーフィッシュレイクへのツアーを止めている。



(4) 中国観光客減へ

中国からの観光客が2013年の9430人から2014年には39383人と激増し、日本を抜いて首位となった。増加の勢いは2015年も変わらず、2015年には87058人になった。2010年には観光客は全体で85573人で、2015年は中国だけで2010年の観光客総数を超えてしまった。この間、ホテル等パラオ側の宿泊設備等は大幅に増えているわけではない。また、パラオの自然は世界遺産になっているロックアイランドを始めとして素晴らしいものだが、小さな島嶼国であり、それほど多い団体旅行客を受け入れられるだけの規模ではない。高付加価値観光の展開で、持続する観光経済を目指すレメンゲソウ政権としては看過できず、2015年4月15日から、中国及びマカオからのチャーター便を半減させた。しかし、韓国経由など

で中国からの観光客の伸びは止まらず、11月になってようやく前年同月割れをするようになった。今年の1-6月は前年比26%減となっている。日本、韓国の観光客も中国ほどではないが減少、台湾は微増であった。

レメンゲソウ大統領は、現在の観光客減少は高付加価値観光の観点からは問題なく、8月から始まる全日空のチャーター便による日本人観光客増への期待を記者会見で語っている。

ただ、ここ1年ほどの間に初めてパラオを訪れた日本人は、中国語の氾濫と混雑に驚き、自然に親しみのんびり南国を楽しむ期待を裏切られたと感じており、ダイバー以外の日本人リピーターを捕まえられない状態になっている。

一方、7月21日に中国の新華社は、パラオ等最終目的地として認められていない地域へのパッケージ旅行を取りやめるよう公告した。「中国旅行会社条例」の第25条で、旅行会社は中国政府当局の許諾があるところ(現在123ヶ国及び地域)以外にパッケージ旅行業務を展開してはならないと規定されており、罰則規定もある。今までは、いわばお目ごぼしであったわけだが、今回の公告はインターネット上にも出されており、今後中国当局が実際にどのような対応に出るか、パラオの観光業への影響が懸念される。

＜2015、2016年月別観光客数＞ 数字はPVA

国		1月	2月	3月	4月	5月	6月
中国	'14	7888	10966	7366	7044	6840	6772
	'15	6889	6306	6128	4993	4780	6294
日本	'14	3188	2601	3376	2480	2301	1426
	'15	3060	3388	3294	1967	1627	1332
台湾	'14	1263	1789	1408	888	1061	847
	'15	1367	1284	1232	1208	1018	1678
韓国	'14	1768	626	620	813	980	888
	'15	1382	1036	782	1047	684	788

(5) 環境税値上げ

海洋聖域法により外国からの入漁料減少に対応するため、10月から環境税30ドルを100ドルに、出国税20ドルを50ドルへ引き上げる法改正が行われた。観光業界から延期の要請を受けて、あらためて法改正し、出国税は廃止し、環境税を100ドルに引き上げるのは来年の4月からとなった。

とはいえ、これらの税金は出国の時にドル現金(トラベラーズチェックは可)で支払わないといけないので、来年4月からは、家族4人で、約4万円のドルを帰国時に支払わなければならないことになる。